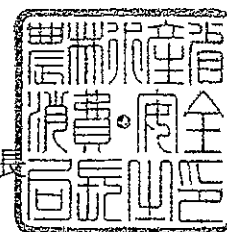


19消安第13708号  
平成20年2月27日

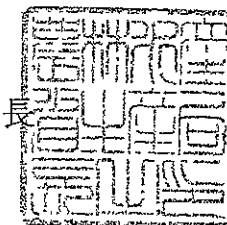
(写)

各都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長



農林水産省 生産局長



## 無登録農薬と判断された資材等への対応について

株式会社三浦グリーンビジネスが輸入・販売している「NEW碧露」(商品名)及び「緑豊」(商品名)については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析した結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるピレトリン又はロテノンが含まれていることが判明しました。

スプレータイプの「NEW碧露」は、ピレトリンの含有量等から、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

乳剤タイプの「NEW碧露」及び「緑豊」についても、ロテノンが検出されたことから、無登録農薬と判断しました。ロテノンは、その性質から①散布者の安全のためのマスク等の防護装備が必要であり、さらに、②魚毒性を有する水質汚濁性の物質であり、環境中への放出を防止することが必要です。

また、立入検査の結果、「NEW碧露」を原料とする「凱亜」という資材を販売していたことも明らかとなり、この「凱亜」も無登録農薬の疑いがあると判断しました。

このため、当該資材を輸入・販売した株式会社三浦グリーンビジネス等に対し、当該資材(「NEW碧露」、「NEW碧露スプレー」、「緑豊」、「凱亜」)の回収等を指導しているところです。貴職におかれては、そもそも無登録農薬を生産者等が使用することがないように添付したリーフレット等を用いて再度、注意喚起して頂くとともに、下記事項について対応いただくよう協力をお願いします。

## 記

- 1 当該資材を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに輸入業者に返品するよう指導するとともに、来店者の目に付く場所(店頭、販売棚等)に、当該資材の河川等への廃棄を行わず、速やかな返品を促す注意喚起を掲示するよう指導すること。
- 2 当該資材を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて輸入業者に返品するよう、指導すること。
- 3 当該資材を本年2月中に農作物に対して使用したという事実を把握した場合は、当該資材の使用実態等を調査し、食品としての安全を確保する観点から、農薬取締法及び食品衛生法に基づき、当該農作物の取扱いについて適切に指導を行うこと。また、このことを速やかに農林水産省農薬対策室に報告すること。